

総務常任委員会行政視察報告書

①視察年月日

令和2年2月5日（水曜日）・6日（木曜日）・7日（金曜日）

②視察事項

- ・地域コミュニティの再構築の取り組みについて（高知県高知市）
- ・新庁舎建設について（愛媛県四国中央市）
- ・若手職員プロジェクトについて（愛媛県東温市）

③視察事項選定理由

- ・地域コミュニティの再構築の取り組みについて
少子高齢化・人口減少社会における対策として、地方自治体にとって地域コミュニティの強化は有効な施策の一つである。本市においても市長の政策として現在進められているところであり、高知市の地域コミュニティ再構築の取り組みを今後の施策の参考とするため選定した。
- ・新庁舎建設について
本市の市役所本庁舎は昭和42年に完成し、以来53年が経過している。耐震性については部分的な改修で済んだが、老朽化が進んでいることから建て替えのための基金の積み立てを始めているところである。新庁舎建設に向けて、四国中央市の取り組みを今後の参考とするため選定した。
- ・若手職員プロジェクトについて
地方自治体にとっても人材の育成は重要課題であり、新規採用職員にどのような研修を行い、行政職員としての基礎を身に付けてもらうか、大いに研究の余地があると思われる。先進的なプロジェクトで若手職員の育成を行う東温市の取り組みを参考とするため選定した。

④視察結果

・地域コミュニティの再構築の取り組みについて（高知県高知市）

（1）事業の概要について

高知市は高知県の県庁所在地であり、四国南部のほぼ中央に位置する、人口32万8千人余り、面積309㎢の中核市である。市制施行は明治22年、平成の合併では2度にわたって1町2村を編入することで、市域が大きく拡大した。

高知市においても少子高齢化や人口減少が進み、また家族形態の個人化・多様化、人間関係の希薄化によって地域自治の担い手が固定化し、担い手不足による住民自治活動の継続が懸念されている。そのため将来的にも住民自治の継続が可能となるよう、地域内での連携・協力のしくみや、地域課題を共有し、地域と行政の協働を推進する新たなしくみづくりを「地域コミュニティの再構築」として、平成22年度より取り組んでいる。

この事業に先立って、高知市は平成 5 年より小学校区を基本とした地区ごとに、コミュニティ計画の策定を進めてきた。その策定の主体は地域の各種団体や町内会・自治体等のまちづくりに関心のある方に呼びかけを行い、設立された「コミュニティ計画策定市民会議」である。行政としては市職員を各地域の会議体に「まちづくりパートナー」として配置して支援を行った。まちづくりパートナーは職員から公募を行い、通常業務との併任・兼務を発令した。

一方、こうした市民と行政のパートナーシップによるまちづくりの基本的なルールづくりと、市民活動を支援することを目的に、「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」を平成 15 年に制定し、条例に従って市民活動への助成や、市民活動の拠点としての市民活動サポートセンターの整備等を行った。

コミュニティ計画は最終的には 28 地区で策定され、地域住民が主体となった地域活動が行われたが、地域課題の変化に対応するための計画の見直しの必要性、未策定地区があること、参加市民の固定化、高齢化等による担い手不足、新たな住民が参加しにくいといった課題があった。

そこで平成 22 年より実施されたのが、地域コミュニティ再構築事業である。この事業の地域における主体は、「地域内連携協議会」である。これには地域の各種団体（町内会・民生委員・児童委員・自主防災組織・PTA・コミュニティ計画推進市民会議・消防団・NPO等）が参加し、地域内で連携して地域課題を協議する。これによって地域内の団体同士の連携や地域課題の共有・解決を図ることができる。「地域のことは地域で決める」住民自治によって、地域社会における「助け合い・支え合い」を将来的にも保ち、持続可能な自治活動の継続を図る取り組みである。

行政としては、人的支援として市職員を「地域活動応援隊」として各協議会に配置した。前出のまちづくりパートナーと同様に、専任ではなく通常業務との併任・兼任である。業務としては市内各地域の地域内連携協議会の会議等への参加と、課題の解決に向けた活動に対する助言を行い、市民と行政との協働のまちづくりに向けた職員の意識向上と育成を図っている。また財政支援として運営費補助金を上限 10 万円、活動費補助金は上限 30 万円を補助している。

(2) 今後の課題について

地域内連携協議会が未設立・未認定の地区があり、引き続き積極的な働きかけが必要である。行政支援としては職員の地域への関わり方の再検討と、補助金について現在一律だが、人口割また世帯数割等による上乗せを検討している。

(3) 所感

本市と高知市の地域コミュニティ組織は、その成り立ちが違いため一概に比較はできないと思われる。本市の場合は行政組織としての行政区がベースとなった住民自治組織のため、行政の施策による事業に取り組んでもらいやすい体制である。そこで現在は行政が主導する地域コミュニティ強化のための事業を行っている段階と

思うが、将来的には地域ごとの固有の課題を発見して解決に自主的に取り組んで頂き、そこに補助金を付ける方向にシフトしていければ、より良い方向に進めると考える。その際には高知市の取り組みの中で、各地域において各種団体が一堂に会して、地域の課題を共有する手法は参考になると思われる。

高知市は地域コミュニティの再構築と強化のために地域コミュニティ推進課を置いて事業を進めてきたことに加えて、他部署の職員も地域に関わり全庁的に事業を進めている。本市においても令和2年度から地域づくり課に地域コミュニティ係が置かれることになっており、今後に期待したい。



担当部署より説明を受ける



市役所入口前

・新庁舎建設について（愛媛県四国中央市）

（1）事業の概要について

四国中央市は愛媛県の東端部に位置し、香川県、徳島県、高知県と境を接する人口8万6千人余り、面積420.5㎢の都市である。市政施行は平成16年で、2市1町1村の合併により誕生した合併新市である。

庁舎については旧伊予三島市庁舎を本庁舎とし他を分庁舎としたが、庁舎分散による事務効率や市民サービスの低下は問題であった。しかし合併当初は庁舎以外の公民館建て替えや市民文化ホール、防災センターの建設などを優先し、庁舎については耐震工事による延命を図り、将来建て替える計画としていた。

しかし東日本大震災を受け南海トラフ地震に備える必要性が喫緊の課題となり、合併特例債の期限が延長になったこともあり、新市長の決断により新庁舎への建て替えが行われることとなった。

その理由としては、合併特例債が活用できることで、将来的な財政負担の軽減が図れることが大きい。その時点では耐震工事に留めて将来建て替える場合の財政負担と、合併特例債を活用して建て替える場合を比較すると、建て替えの方が大幅に有利であった。

建設事業費は総事業費で約63億円（うち建設工事費は約56億5千万円）。財源内訳としては合併特例債が約58億円、新庁舎建設基金が約4億円、一般財源が約1億円である。平成28年12月に着工し、平成30年9月に供用を開始した。

施設の概要は主要な建物として地上6階建ての庁舎棟、地下1階地上2階の市民交流棟、そして2棟をつなぐ連絡通路棟である。他に地上2階の立体駐車場棟があり、市民交流棟と接続している。

庁舎棟にはこれまで分散していた各部局の大半を収容し、事務効率と市民の利便性が向上した。部局配置については低層階に市民利用の多い部署を置き、1階に窓口センターや税務課、2階に高齢介護課、こども課、生活福祉課などを配置している。

各階ではオープンプロアを採用、将来の行政需要の変化や組織再編にも柔軟に対応できる。その分、各階には小規模の会議室や相談室を複数配置し、各課の打ち合わせや市民の相談に対応できるようにしている。

庁舎は災害時の拠点となることも配慮され、免震構造とするとともに非常用自家発電設備、飲料水兼用耐震性貯水槽などを設置している。また環境に配慮して雨水利用、LED照明をさらに昼光センサー・人感センサーなどで制御するシステム、地下のクールピットを活用した効率の良い空調などを採用している。

（2）今後の課題について

現在も様々な事情から建設課、農林水産課、農業振興課、農業委員会事務局などを外部施設に配置していて、この本庁舎への集約が将来の課題である。その後も来庁者がより使いやすくなるよう、市民等の要望を聞いて改善できるのであれば

検討し、可能な範囲で対応していく必要がある。

(3) 所感

四国中央市においては南海トラフ地震への対応を迫られていることに加え、条件的に広域の合併が実現できたことから新庁舎の必要性も高く、また財政的にも有利であったことが、新庁舎建設の決断を後押ししたようである。本市においても本庁舎の老朽化は進んでいるため、財政状況との均衡を図りながら、近い将来に移転等も含めて新庁舎建設について検討を進めていく必要がある。本委員会としても、今後とも研究を進めていきたい。



担当部署より説明を受ける



市役所入口前

・若手職員プロジェクトについて（愛媛県東温市）

（1）事業の概要について

東温市は愛媛県中予地方に位置し、松山市に隣接する人口3万3千人余り、面積211.3 km²の都市である。市政施行は平成16年で、2町の合併により誕生した合併新市である。

このプロジェクトは平成24年に愛媛県で開催された「行革甲子園」で、「えひめ行革大賞」を受賞した西予市の取り組みを参考に検討を開始した。まず第3次行政改革大綱・実施プランの策定に当たって若手職員の意見を取り入れることを決定し、意見の集約を行った。そして第3次行政改革実施プランの推進項目に「若手職員による業務改善・改革」を掲げ、若手職員の提案・発想を施策に反映することとして、「東温市若手職員プロジェクトチーム設置要綱」を制定して平成26年度から活動を開始した。

プロジェクトの対象職員はおおむね入庁10年目までの主任主事級以下の職員とし、入庁3年目までの職員は職員研修の一環として全員参加、4年目以降の職員は希望者のみである。毎年度20名前後が参加しているが、参加に際しては配属部署の変更はなく、そのまま自らの担当業務も継続することとなる。

プロジェクトのスケジュールは、4月に参加者の募集、5月から8月にかけて提案施策を調査研究し10月に検討結果を取りまとめ、行革推進本部に報告するという流れとなる。調査研究等のためのプロジェクトチームの会議等は、原則として勤務時間内に所属メンバーで夕方等に時間を調整して短時間で行う。チーム内で割り当てられた作業等は時間外で行うこととなるが、時間外手当は支給される。

報告については市長以下部長級職員までで構成される本部会議でのプレゼンテーションで行う。提案された施策はその後に行革推進本部会議で選考され、実施方針を決定し、各担当課で検討・予算要求・事業化となる。予算要求に際しては、プロジェクトでの提案を予算化する場合は、いわゆる「枠外」を認めている。

これまでプロジェクトチームに参加した職員161名によって42事業が提案され、そのうち20事業が実施に至っている。

（2）今後の課題について

入庁4年目以降の参加職員の確保が課題となっている。彼らはプロジェクトチーム内でリーダーなどの中核を担うこととなるが、通常業務の負担も大きくなるため参加には直属の上司の理解が必要となる。また実施方針決定後の事業の所管課との調整は、若手職員プロジェクトの事務局である企画政策課が間に入って行うが、事業によっては困難が伴う。また事業化の予算についても、確保することは財政的に簡単とは言えない。

（3）所感

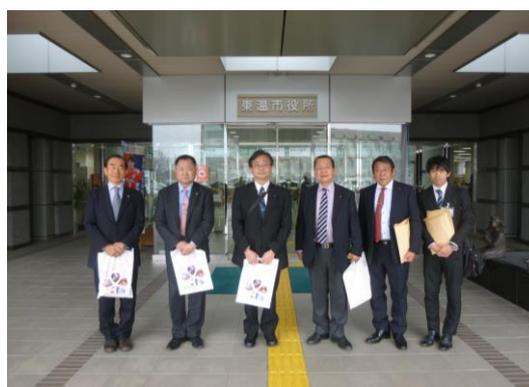
実施に至った事業は、債権管理室の設置など本格的なものから、中学生への入学

記念品を辞書から自転車用ヘルメットに変更するなど前例踏襲的な発想を離れたもの、子供用品リサイクルプロジェクトなどの現場目線のアイデアなど、若手職員の柔軟な発想から生まれたものが多いと感じた。

どんな仕事でも当然ルーチンワークも多いが、市役所の仕事は市民の福祉を増進するためにある。鉄は熱いうちに打てというが、若手職員が自分たちで政策立案にあたるという経験は、公務員の仕事を理解し今後のキャリアを積んでいく上で意義あるものと思われる。



担当部署より説明を受ける



市役所入口前

以上の通り報告いたします。

令和2年3月23日

総務常任委員会	委員長	窪田 行隆
	副委員長	隅田川徳一
	委員	青木 貴俊
		岩崎 和則
		茂木 光雄